03 学校について

学費のルール

がくひのうにゅうほうほう 学費納入方法

- ①学校から請求書を送ります。
- ②経費支弁者から直接学校の指定口座に海外送金するか、

経費支弁者から一度学生の口座に海外送金をしてもらい、学生から学校の指定口座に振り込みをします。

がくひのうにゅう 学費納入スケジュール

1 年目

ぜんがくせいきょうつう ざいりゅうきょかこうふ やく しゅうかんいない えん・全学生共通 在留許可交付から約2週間以内(800,000円)

2 年目

- ① 4月生
 - ・一括払い (730,000円) 1月下旬

03 学校について

② 7月生

・一括払い (550,000円) 4月下旬

③ 10月生

・一括払い(370,000円)7月下旬

④ 1月生

・一括払い(190,000円)10月下旬

がくひへんきん **学費返金**

ねんめ **1年目**

・入学後1年以内は原則学費の返金ができません。但し、 しんがく そうきたいがく ばあい じょうけん なんきん 世学による早期退学の場合、条件によって返金をすることがあります。 ・当校が指定する大学・大学院への進学により早期退学をする

「はあいにでいる。 大学講の学期(3ヶ月)単位で学費・

「はあいにでいます。 「はあいで、 まずででででです。 「はあいでででです。 「しまっいでででです。 「とうこう」 していませる。 「当校が指定する大学・大学院以外に進学するための早期退学の場合、学費は一切返金しない。)

- *当校が指定する大学・大学院
 **当校が指定する大学・大学院
 **ロートランク
- *教材費は返金しない。
- ・事務手数料として日本円で30,000円を差し引く。

 (振込手数料は学生負担)

a ん め **2年目**

- ・以下の場合、一切の学費の返金はできません。注意してください。
 - ① 個人の理由で退学する場合

- へんこう ばあい しゅうしょく とうし かぞくたいざいとう② ビザ変更の場合(就職、投資、家族滞在等)
- ③ 犯罪、強制送還、除籍処分等の場合
- ・以下の場合、条件によって返金をすることがあります。
 - ① 重 病のため退学する場合
 - ・日本で病院の証明書と退学届を提出する。

 - *教材費は返金しない。

②進学による早期退学の場合

・当校が指定する大学・大学院への進学により早期退学をする 場合に限り、未受講の学期($3 ext{ 7}$ 月)単位で学費・

施設維持費を返金する。(当校が指定する大学・大学院以外に進学するための早期退学の場合、学費は一切返金しない。)

- *教材費は返金しない。
- ・事務手数料として日本円で30,000円を差し引く。

 (振込手数料は学生負担)

